

地方公務員法の改正により、平成17年度から人事行政の公平性、透明性を目的として、各地方公共団体における人事行政の運営等の状況を一般に公表することが義務付けられました。

新篠津村においても「新篠津村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年条例第25号）に基づき、次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況（特別職を除く）

(1) 職員数

区 分	平成 26 年 4 月 1 日 現在職員数	平成 26 年 4 月 2 日～平成 27 年 4 月 1 日 採用者数	平成 27 年 4 月 1 日 退職者数	平成 27 年 4 月 1 日 現在職員数
職 員 数	50人	2人	1人	51人

(2) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一 般 行 政 部 門	41人	41人	41人	43人
特別行政部門(教育)	5人	5人	6人	5人
公営企業等会計部門	3人	3人	3人	3人
合 計	49人	49人	50人	51人

2 職員の給与の状況

(1) 一人当たりの支給額

区 分	平均給料月額
行 政 職	332,700円

平成27年4月1日現在

(2) 初任給基準

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
行 政 職	174,200円	154,800円	142,100円

(3) 手当制度の状況 平成27年4月1日現在

手当名	内 容	手当名	内 容																
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 特定期間にある子(15歳～22歳) 1人5,000円加算	期 末 ・ 勤 勉 手 当	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.225月分</td> <td>0.750月分</td> <td>1.975月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.375月分</td> <td>0.750月分</td> <td>2.125月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.600月分</td> <td>1.500月分</td> <td>4.100月分</td> </tr> </tbody> </table>		期末手当	勤勉手当	計	6月期	1.225月分	0.750月分	1.975月分	12月期	1.375月分	0.750月分	2.125月分	計	2.600月分	1.500月分	4.100月分
				期末手当	勤勉手当	計													
6月期	1.225月分	0.750月分	1.975月分																
12月期	1.375月分	0.750月分	2.125月分																
計	2.600月分	1.500月分	4.100月分																
*職務の区分に応じて5～15%加算あり																			
住居手当	持家者と借家等に区分 ・持家 9,000円 ・借家 27,000円限度	退 職 手 当	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自己都合</th> <th>定年(60歳)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>20.445月分</td> <td>27.405月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>29.145月分</td> <td>34.583月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>41.325月分</td> <td>49.590月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度</td> <td>49.590月分</td> <td>49.590月分</td> </tr> </tbody> </table>		自己都合	定年(60歳)	勤続20年	20.445月分	27.405月分	勤続25年	29.145月分	34.583月分	勤続35年	41.325月分	49.590月分	最高限度	49.590月分	49.590月分	
				自己都合	定年(60歳)														
勤続20年	20.445月分	27.405月分																	
勤続25年	29.145月分	34.583月分																	
勤続35年	41.325月分	49.590月分																	
最高限度	49.590月分	49.590月分																	
*退職手当は、北海道市町村職員退職手当組合条例で定められた支給率により支給されます。																			
通勤手当	・自動車等を利用して通勤する場合 通勤距離に応じて2,000円～ 31,600円の範囲で支給																		
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在職する職員に対して支給 ・扶養親族の人数などに応じて 月額8,800円～23,360円																		

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

区 分	勤 務 時 間 等
勤務を要する曜日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間(国民の祝日及び12月31日から1月5日を除く)
1日当たりの勤務時間	午前8時45分から午後5時15分まで 休憩時間を除き、実質7時間45分勤務